

革之折柄ニ付、たとへ先格等有之分ニ而も、御品減被下候儀も可有之候間、兼而其段相心得支配向、下々迄も、御時節柄相辨、心得違無之様可申渡置候。

右之趣、頭々江可被達置候事、

〔幕朝故事談〕諸侯

忌中にて引込候と、父母の看病引とにて引候分は、皆勤の御褒美被下之律には不相成候、父母の看病引は十日也、妻の看病引も十日なり、是は皆勤の筋に不相立也。

〔有德院殿御實紀附錄五〕恩賞を施さるゝも、くだくしくしなをたてらるゝは、ものをやぶさかるやうに見えて人心服しがたし、すでに此頃有章院殿家繼(徳川)御廟の番せし先手頭の人々、宿直の日數によりて差をさだめ、十日以上の者には時服三、その日數にみたざる者には時服二を賜はりしときく、かゝる些細の事に御心を用ひ玉ひては、苛察に過るとも申べきか、またこたび私をかまへし代官等を罪せられしはことはりなれど、かく贓罪の者を罪し玉はゞ、會計よくとのひいさゝかなき者には、褒美の賜にてもあらまほしきことにや。